

平成31年第5回教育委員会会議議事録

1 開催日時

平成31年4月24日(水) 午後3時00分～午後3時55分

2 開催場所

教育委員会会議室

3 出席者

	教育長	菅野 勇次
教育委員	教育長職務代理者	小尾 一彦
	委員	瀧本 洋次
	委員	國安 環
	委員	東 みどり
事務局	教育部長	岡田 直之
	学校教育課長	山端 広和
	生涯学習課長	石野 郁也
	図書館長	武田 健吾
	給食センター所長	宮田 哲
	総務係長	中山 仁
	学校教育係長	塚本 真敏
	学校教育推進員	梶原 源基
	学校教育推進員	式見 貴美穂
	学校教育推進員	佐藤 充弘

4 議 事

承認第1号 専決処分した事件の承認について
(要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について)

承認第2号 専決処分した事件の承認について
(幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について)

承認第3号 専決処分した事件の承認について
(平成31年度幕別町学校運営協議会委員の任命について)

議案第17号 幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱

議案第18号 幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱

議案第19号 幕別町図書館アドバイザーの委嘱について

議案第20号 要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定について

5 議事概要 次のとおり

菅野教育長 ただ今から、第5回教育委員会会議を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2、会議録署名委員の指名についてであります。本日の会議録署名委員に、1番瀧本委員、2番東委員を指名いたします。

次に、日程第3、前回会議録の承認であります。第4回教育委員会会議について別紙会議録のとおりでご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、第4回教育委員会会議を承認いたします。

次に、日程第4、事務報告についてお願いいたします。

(ありません。)

菅野教育長 事務報告がないようですので、議件に入らせていただきます。

次に、日程第5、承認第1号、専決処分した事件の承認について、要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライベート保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

秘密会を解きます。

次に日程第6、承認第2号専決処分した事件の承認について幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命について説明を求めます。

学校教育課長(山端 広和) それでは、承認第2号専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

議案書は2ページから3ページをご覧くださいと思います。

幕別町教育研究所所長、副所長及び所員の任命につきましては、議案書3ページ後段に記載のとおり、幕別町教育研究所規程第5条の規定に基づき、任命するものでありますが、会議を開くいとまがありませんでしたので、平成31年4月1日付けで、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

幕別町教育研究所につきましては、本町における教育の専門事項の調査研究と教職員研修の企画等を行っております。任期は平成30年4月1日から2年間となっております。本年度は中間年ではありますが、4月1日付けの教職員人事異動及び学校における校務分掌等の変更に伴い、任命するものであります。

はじめに、所長につきましては、幕別町教育研究所規程第5条第1号の規定に基づき、札内北小学校校長、真下正則氏を任命いたしました。また、副所長及び所員については、幕別町教育研究所規程第5条第2号の規定により、所長の推薦により、6名の方が変更となり、議案に記載のとおり副所長には、糠内中学校教諭の本間幸信氏を、所員には札内南小学校教諭の竹山大輔氏、忠類小学校教諭の中山竜太氏、幕別中学校教諭の菅原克見氏、札内中学校教諭の鈴木悠次郎氏、札内東中学校教諭の鈴木日向子氏、以上、副所長1名、所員5名を任命したもので、このほか、任期中で継続となる所員は3名となっております。

新たに任命いたしました所長、副所長及び所員の任期は、残任期間となる平成31年4月1日から平成32年(新元号令和2年)3月31日までの1年間であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第2号につきまして原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、承認第2号につきましては原案どおり承認いたしました。

次に、日程第7、承認第3号、専決処分した事件の承認について、平成31年度幕別町学校運営協議会委員の任命について説明を求めます。

学校教育課長(山端 広和) それでは、承認第3号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。議案書につきましては4ページ、資料につきましては配布の承認第3号説明資料をご覧くださいと思います。

平成31年度幕別町学校運営協議会委員の任命について、幕別町学校運営協議会規則第3条の規定により、任命するものでありますが、会議を開くいとまがありませんでしたので、平成31年4月1日付けで、専決処分をさせていただきましたので報告をし、承認を求めようとするものであります。

配付の承認第3号説明資料をご覧くださいと思います。

協議会の委員の定数につきましては、資料の後段に記載のとおり、規則第3条第1項で協議会ごとに10人を上限とし、わかば幼稚園学校運営協議会のみ定数を5人としております。協議会については、中学校校区ごとに5つの学園とわかば幼稚園の6つの組織で、任命した委員は、資料に記載のとおり、まくべつ学園、糠内学園がそれぞれ6人、さつない学園、札内東学園、ちゅうるい学園がそれぞれ10人、わかば幼稚園が5人、全体では47人であります。

本年度から法に基づく運営協議会としてスタートを切りますが、まずは、それぞれの協議会において、制度理解を深めていただくとともに、学校の現状や課題等について熟議を重ねていただき、学校と地域の目標を共有することから始めてまいりたいと考えております。

議案書4ページにお戻りください。

任期につきましては、2年としておりますが、最初に任命される委員の任期は、学校経営計画などについては、前年度中に作成することから、規則で経過措置として規定しておりますが、2月から1月までを1年間のサイクルとして考え、(平成33年(新元号令和3年))1月31日までとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

承認第3号につきまして、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、承認第3号につきましては、原案どおり承認しました。

次に、日程第8、議案第17号幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱について説明を求めます。

学校教育課長(山端 広和) それでは、議案第17号、幕別町就学援助運用要綱の一部を改正する要綱についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをご覧くださいと思います。

本要綱につきましては、国が定める、要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱を基準に就学援助費の費目を定めておりますが、平成31年度から国の要綱が見直しされたことから、幕別町就学援助運用要綱の一部を改正するものであります。

お手元に配付の議案第17号説明資料をご覧くださいと思います。

新旧対照表になります。左が現行要綱、右が改正要綱になります。第9条は、就学援助費の給与基準を定めておりますが、国の要綱改正により、卒業アルバム費が新たに費目として追加されたことから、改正後、同条第8項として、規定するものであります。このため、現行の第9条第8項は、改正後、第9条第9項と繰り下げるものであります。

別表第1の改正になります。

要綱第2条関係で、援助の対象となる費目が、別表第1に掲げられております。現行では9つの費目であったものが、改正後は就学援助の費目の10として、卒業アルバム費を加え、給与対象欄と要保護児童生徒の給与の有無についても、国の見直しに準じて改正するものであります。

なお、就学援助費は本要綱第9条において、国が定める基準に基づいて教育長が定めた額及び単価を基準とすることとしており、このたび追加となる卒業アルバム費は、国の基準と同額で、小学校6学年で10,890円、中学校3学年で8,710円が上限額になります。

なお、国においては、今回の費目追加のほか、実費分とする給食費、修学旅行費、医療費を除く、すべての費目で単価を増額しており、新たに追加となるアルバム代を含めた影響額は、増額分で約140万円と試算しております。

附則につきましては、施行期日を平成31年4月1日から適用とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 140万円基準額の増額がありますが、例えば保護者からいただく給食費は上がるのでしょうか。

学校教育課長（山端 広和） 現状、給食費については実費分を就学援助として支給しております。従いまして、町の給食費が上がらない限りは上がることはありません。国の基準単価が定めているものに対しては増額がありますが、実費と変わった部分だけ支給する、給食費については単価が決まっていますので、改正がない限りはそのままになります。

菅野教育長 このほかに質疑はありませんか。

（ありません。）

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第17号につきまして、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

菅野教育長 異議なしと認め、議案第17号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第9、議案第18号幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱について説明を求めます。

学校教育課長（山端 広和） それでは、議案第18号幕別町小中一貫教育・CS推進連絡会議設置要綱についてご説明いたします。

議案書の6ページをご覧くださいと思います。

町では、平成28年度から幕別町小中一貫教育等推進会議を設置し、小中一貫教育の取組や事業、情報共有等に努め、昨年度は、まくべつ学園と札内学園をモデル学園として進めてまいりました。本年度から、小中一貫教育が5つの学園すべてで本格実施となりましたが、まだまだ、課題があることや学園間の情報共有も必要であること、さらには、学園単位で組織するコミュニティスクールもスタートしたことから、縦のつながりとする小中一貫教育と横のつながりである学校運営協議会を効率的かつ効果的に一体的な取組として推進していくため、要綱を制定し、新たな組織として会議を設置するものであります。

それでは、条文に沿って説明いたします。

第1条については、学園間の情報共有や取組の格差を少なくし、学園ごとの運営協議会の推進と円滑な運営を目的に会議を設置するとしております。

第2条については、業務を定めており、小中一貫教育、学校運営協議会に係る事項のほか、学校教育に係る全般的な事項についても協議できるよう定めております。

第3条については、この会議の構成になります。構成員としては、1号では、各学園の学園長、幼稚園長でこの区分は6名、2号では各運営協議会の会長としており6名、3号では各小中学校・幼稚園の小中一貫教育コーディネータ各1名で計6名、4号ではPTA連合会

代表者2名、5号ではその他教育長が必要と認めるものとしております。1号から4号までの委員総数は、29名であります。

第4条では委員の任期を定めるもので、各学校等の小中一貫教育コーディネータは、人事異動等で毎年代わることを想定し、1年としております。

第5条では、連絡会議の役員構成、第6条では、連絡会議は年2回と定めております。次のページになります。

第7条では、状況に応じて随時会議が必要になることや、小中一貫教育あるいは、学校運営協議会に特化した会議の場も必要になることも想定し、各種会議を位置付けているものであります。

第8条では、事務局を学校教育課とし、第9条では、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定めるものとしております。

附則として、本要綱は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

瀧本委員 構成員のなかに幼稚園長というのが入っておりますが、幼稚園からの情報の共有だとか必要性は感じていますが、小中一貫教育のCS推進の趣旨からいうと幼稚園の園長が構成員に入るのはどうなのでしょう。また、園長を加えるのなら各保育所との連携はどのようになるのでしょうか。

学校教育係長（塚本 真敏） わかば幼稚園につきましては運営協議会の委員として学校運営協議会を設置するわけですが、幕別町といたしましては、将来的に幼小中連携の一貫を考えております。そういったことから、幼稚園も同じ土台で情報共有していく必要があると考え、委員としております。

学校教育課長（山端 広和） 保育所の関係でございますけれども、幼稚園につきましては法令に基づく学校運営協議会以前からこういった組織、協議会という別な形で運営してはいたけれども、ただ、保育所につきましては所管が違うということもあって、体制が整っていないというのが現状でございます。今、現状でうちのほうで考えているのは幼小中、最終的には高校までという形のイメージ、流れでゆくゆくはそのような形を目指しております。

保育所につきましてはこれから将来に向けて幼保一体、そういった課題も出てきます。現状のなかにおいては、教育委員会サイドとして幼稚園含めたなかでの、一つのまとまりのある連携ということで今考えております。

瀧本委員 幼稚園と保育所との連絡の協議会の内容をこの会議で、もし意見があるならば幼稚園長が代表して情報共有するという形は可能なのでしょうか。

学校教育課長（山端 広和） 現状組織体制でいいますと、幼稚園と保育所、小学校の連携は現在も行っております。その他の細かい連携というのはやはり離れているという部分もありますし、そうした機会が少ないのもありまして、細部の情報の吸い上げは現状では厳しいのかなと思います。日常的な繋がりは難しいため、会議の場でも出てきたとしても、部分的な情報が内容としては出てくる可能性はありますが、細部にわたる部分は、難しいのかなと思います。

瀧本委員 出来れば幼稚園を含めた小中一貫教育、CS推進というものを将来的に考えていくのであれば枠は違ったとしても、保育所の在り方、繋がりの持ち方をこれからの検討の材料に加えてもらえればと思います。

教育部長（岡田 直之） 教育委員会としては、町長部局といたしましても今認定子ども園につきましても検討しているところでございまして、タイミングとしてはその時に合わせて平行して検討を重ねてまいりたいと思います。現状においてはまだ様々距離的な問題等ありますが、認定子ども園設立の際には、そのようなことも含めて検討していきたいと思っております。

菅野教育長 このほかに質疑はありますか。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第18号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第18号については原案どおり可決しました。

次に、日程第10、議案第19号幕別町図書館アドバイザーの委嘱について説明を求めます。

図書館長(武田 健吾) それでは、議案第20号、幕別町図書館アドバイザーの委嘱について、ご説明いたします。

議案書の8ページをご覧くださいと思います。

図書館アドバイザーにつきましては、町民の読書活動及び図書館事業の振興を図るため、下段に掲載しております、幕別町図書館アドバイザー規則第3条に基づき10人の方を、同条第1号にあります、図書館の運営等に関し識見を有する者、第2号の学校教育又は社会教育に識見を有する者、第3号のその他教育委員会が必要と認めた者の3つの区分により委嘱しているところであります。

ページ中段の2つめの※印になりますが、このたび「学校教育又は社会教育に識見を有する者」の区分により選出の、幕別中学校の教頭でありました小室彰人委員が人事異動により町外校に転出されましたことから、小室委員を解嘱し、後任といたしまして、幕別中学校の中井哲教頭を委員として委嘱しようとするものであります。

任期につきましては、規則第4条第2項により、1つめの※印にありますとおり、前任者の残任期間であります本日平成31年4月24日から(平成33年(新元号令和3年))1月15日までとなります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

菅野教育長 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。

(ありません。)

菅野教育長 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

議案第19号につきまして、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、議案第19号につきましては原案どおり可決いたしました。

次に、日程第11、議案第20号要保護・準要保護児童生徒に対する就学援助の認定につきましては、プライバシー保護のため秘密会といたします。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

菅野教育長 異議なしと認め、秘密会といたします。

秘密会を解きます。

議案については、以上となりますがこのほか、皆さんからなにかございませんか。

(ありません。)

菅野教育長 ないようですので、以上をもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、第5回教育委員会会議を閉じます。